

経済要録

国 内

◆日本銀行、「金融システムの安定に向けた日本銀行の新たな取り組みについて」を公表

日本銀行は、9月18日、「金融システムの安定に向けた日本銀行の新たな取り組みについて」を公表した。その内容は以下のとおり。

平成14年9月18日
日本銀行

金融システムの安定に向けた日本銀行の新たな取り組みについて

1. 本日、日本銀行政策委員会は、金融政策決定期会合終了後、通常会合を開催し、不良債権問題の克服と金融システムの安定に向けて、以下の方針で臨むことを合意した。
2. わが国の不良債権問題は、バブル崩壊の後始末だけでなく、産業構造の転換・調整圧力の増大に伴い新たに発生する不良債権の処理という性格も加わりつつある。したがって、この問題の克服のためには、不良債権のより適切な把握のための工夫、早期処理の促進、企業・金融機関双方の収益力強化などを軸とした、総合的かつ粘り強い対応が必要である。

3. この間、金融機関保有株式の価格変動リスクが、金融機関経営の大きな不安定要因となっている。このリスクを軽減することは、金融システムの安定を確保するとともに、金融機関が不良債権問題の克服に着実に取り組める環境を整備するという観点からも、喫緊の課題である。こうした認識を踏まえ、日本銀行は、金融機関による保有株式削減努力をさらに促すための、新たな施策の導入を検討することとした。本件については、所要の調整を含めできるだけ早期に成案を得るよう努めることとする。

4. また、日本銀行としては、上記の新たな施策の検討と合わせて、不良債権問題についての基本的な考え方を改めて整理し、公表するとともに、今後とも、金融システムの安定に向けて、中央銀行として最大限の貢献を果していく方針である。

◆金融審議会、「決済機能の安定確保のための方策について」を金融担当大臣に提出

金融審議会は、9月5日、「決済機能の安定確保のための方策について」を金融担当大臣に提出した。その概要は以下のとおり。

「決済機能の安定確保の方策について」 (概要)

1. はじめに

金融機関が緊張感をもって一層真剣に経営基盤の強化等に取り組むことにより、金融システム全体が効率化していくことが望ましいとの観点から、預金保険制度は小額預金者保護の原則に戻ること（すなわちペイオフ解禁）が適切。

総理の指示を受け、金融機関を中心とした決済のネットワークが社会インフラとして十分堅固なものかどうかを点検し、決済機能の安定確保のために必要な方策を検討。

2. 決済機能の安定確保の現状と課題

(1) 決済機能の安定確保に関する基本的考え方

- 我が国経済におけるほとんどの決済が金融機関の関与する決済機能を通じて行われており、その安定確保を図ることは公共性の観点から必要不可欠。
- 我が国においては、小切手を主要な決済手段とする欧米主要国と異なり、金融機関の口座引落し、口座振込等が決済方法の主流。また、預金の保護や金融機関の破綻処理手続に関する各国での法制の違いにより決済機能の安定性に差異。
- このため、他国の例にとらわれず、我が国の実態に即した方策を検討。

(2) 決済機能の安定確保に向けたこれまでの対応と課題

○金融機関の決済リスク、システム・リスク削減に向けた対応

個別金融機関に対する金融庁による検査・監督、日本銀行による考查を実施。各種決済

システムにおいてさまざまなシステム・リスク削減策が措置。今後、手形交換制度や内国為替制度における新たな仕組みが展開し、金融機関のリスク削減や金融機関破綻時の決済の円滑化に資するものと期待。

○金融機関破綻時のリスク極小化に向けた対応

平成12年の預金保険法改正により破綻処理の迅速化措置が講じられ、金融検査の際に名寄せの体制整備を検証。ただ、名寄せのデータ処理は引き続き改善の余地がある。

3. 新たな決済機能の安定確保策

(1) 安定確保策の基本要件

- 金融機関破綻時の決済機能の安定確保においては、問題のある金融機関の早期発見・早期是正、破綻した場合の迅速処理ができれば、決済等の金融機能に与える影響を最小限に止めることができるとの考え方方が基本。
- 決済機能の安定は基本的には金融機関の健全性を確保することにより図られるもの。今般の決済機能の安定確保策は、金融機関の健全性確保を基本としつつ、それが損なわれた場合に備えた方策として制度設計することが適当。
- 以上を踏まえると、今般の決済機能の安定確保策の基本要件は、金融機関の関与する決済のためのセーフティネットとして、現金以外に安全確実な決済手段を確保し、それを誰でも容易に利用できるようにすること。

(2) 具体的枠組み

- 特例措置終了後、大口決済資金について全額保護されなくなる結果、決済を履行できない状況が生じ得る。また、仕掛かり中の決済

取引については、破綻処理が迅速に行われても履行が困難な場合がある。

- このため、安全確実な決済手段として、金融機関破綻時にも全額保護される預金（「決済用預金」）を制度として用意すべきである。また、仕掛け中の決済取引を円滑に結了させるための措置を講じることも必要。

（3）安全な決済手段の提供

○安全な決済手段としての「決済用預金」

「決済用預金」は基本的に決済に特化した預金とすることが適当であり、セーフティネットとして広く一般に提供されることが妥当。

○「決済用預金」の定義（備えるべき条件を設定し、機能的に定義）

「決済用預金」は、以下の3条件を備える預金と定義。

- 要求払いであること
- 通常必要な決済サービスを提供できること
- 金利を付さないこと

（注）「決済用預金」とは概念を明らかにしたものであり、既存の預金種別（預金の名称）の中で実際にどれが当てはまるかについては、実務上の問題として整理すべきもの。例えば、当座預金はここで定義する「決済用預金」に明らかに当てはまる。普通預金という名称であっても、金利が付されないとすれば、ここで述べた定義に当てはまる。

○全額保護の財源

「決済用預金」の全額保護のための財源は預金保険料とし、その料率は、全額保護であること等を踏まえ、その他の預金に係る料率と格差を設けることが適当。

○金融機関による「決済用預金」の提供の確保

決済の公共性やネットワーク性に鑑み、各金融機関が「決済用預金」を用意し、それを必要とする預金者に適切に提供することを期待。ただし、法律上の義務付けは、新たなビジネスモデルに基づく金融機関の参入を阻害することになる等から適当でない。

また、大口決済取引に伴うリスクを小さくするよう、金融機関においても「決済用預金」の適正な利用を促すことが強く期待される。

○「決済用預金」の全額保護に伴うモラル・ハザード

付利しない預金であれば、預金者にコスト（機会費用も含む）が発生するため、預金者には真に決済に必要な資金以外を「決済用預金」に預け入れることに対する抑制が相応に働く。

「決済用預金」の預金保険料を他の預金よりも高く設定することで、金融機関が金利の付かない無コストの資金を集めることに対する抑制となり得る。

（4）異なる選択肢（いわばナローバンク勘定ともいべき「決済用預金」の保護の仕組み）

具体的には、①「決済用預金」を他の預金から分離した信託勘定とする、②当該勘定の運用を流動性・安全性の高い資産（国債等）に限定する、等の仕組み。安全な決済手段をより軽い保険料負担で実現することができる等に利点。この仕組みと預金保険制度を活用した全額保護の枠組みとの間の選択制も考えられる。

(5) 仕掛けり中の決済の結了

仕掛けり中の決済資金については、付利されていない別段預金に経理されている場合には、「決済用預金」として全額保護され、決済を円滑に結了させることが可能。

しかし、仕掛けり中の決済資金の一部については、現行の預金保険制度の保護対象とならない勘定（仮受金、金融機関預金等）に経理されていることから、金融機関が破綻するとその時点以降は決済を履行するために用いることができない。

したがって、これら仕掛けり中の決済を結了させるため、仕掛けり中の決済資金のみを明確に分離したうえで、預金保険機構による資金貸付等の必要な措置を講じることが適当。

(6) 破綻処理の迅速化措置

決済機能の安定確保にとって、破綻処理の迅速化は引き続き重要。一層円滑な名寄せデータ処理等により、破綻処理をより一層円滑かつ迅速に進めることができるよう、必要な措置を講じることが適当。

4. 制度改正に当たっての留意点

(1) 将来に向けての課題

決済機能の安定確保の必要性は一時的なものではない。ただし、小さな預金保険制度という理念等を踏まえ、必要に応じ見直しを図る必要。

「決済用預金」を信託勘定とし安全性を確保する仕組みについては、小さな預金保険制度の理念に合致した優れた制度と考えられるが、現在の我が国金融機関の収益構造や資金仲介機能に与える影響等に鑑みれば、将来の

制度化を視野に置きつつ、中長期的な課題として引き続き検討。

(2) 実施に当たっての留意点

- ・ 金融機関におけるシステム対応等に十分配慮。
- ・ 金融機関は「決済用預金」の提供にあたり、顧客に徒に負担や手間を強いることなく、その利便性にも配慮することが必要。
- ・ 預金者の混乱や動搖を招くことのないよう、金融機関は預金者に対し十分な説明を行うことが必要であり、政府においても、積極的な広報活動が必要。

(注) 個人を中心とする多くの預金者にとっては、小額預金者保険制度のもとでいわゆるペイオフ解禁後も一預金者当たり1,000万円までの元本とその利息は保護されることをここで改めて確認。

5. おわりに

決済システムにおいては内国為替制度のさらなるリスク削減策を検討中。また、金融機関の破綻処理の迅速化に向けた体制整備等も進展。

こうした方策と相俟って、安全確実な決済手段をセーフティネットとして確保することにより、我が国経済社会における決済機能の安定性がより一層増すことを期待。

◆郵政三事業の在り方について考える懇談会、「報告書」を公表

郵政三事業の在り方について考える懇談会は、9月6日、郵政事業の公社化実現後の在り方に關する「報告書」を公表した。

報告書では、公社化後の郵政三事業の在り方を考える視点として、構造改革における郵政事業改革の位置づけなどについて整理した上で、郵政事業の民営化についての典型的と思われる類型、民営化が決断された場合に留意すべき点などについて取りまとめている。

◆平成 15 年度一般会計予算の概算要求額および財政投融資計画要求額の概要

財務大臣は、9月10日、平成15年度一般会計予算の概算要求額および財政投融資計画要求額を閣議報告した。その概要は以下のとおり。

平成 15 年度一般会計概算要求額調

平成14年9月10日
(単位 百万円)

所 管	前年度予算額	平成15年度概算要求額	比較増△減額
皇室費	7,013	637	△ 6,376
国 会	138,187	107,710	△ 30,477
裁 判 所	317,104	300,250	△ 16,854
会計検査院	17,206	16,716	△ 490
内 閣	95,062	16,680	△ 78,382
内 閣 府	5,658,435	4,627,617	△ 1,030,818
内閣本府等	439,034	83,386	△ 355,648
警 察 庁	263,708	142,888	△ 120,820
防 衛 庁	4,955,693	4,401,343	△ 554,350
総 務 省	1,538,723	1,367,379	△ 171,344
法 務 省	609,988	536,635	△ 73,353
外 務 省	746,589	233,924	△ 512,665
財 務 省	1,824,863	1,326,114	△ 498,749
文部科学省	6,579,815	4,837,619	△ 1,742,196
厚生労働省	18,668,363	18,462,782	△ 205,581
農林水産省	2,822,809	843,558	△ 1,979,251
経済産業省	909,170	555,604	△ 353,566
国土交通省	7,349,523	422,105	△ 6,927,418
環 境 省	264,356	28,958	△ 235,398
公共投資重点化措置	—	8,975,406	8,975,406
裁量的経費重点化措置	—	5,434,943	5,434,943
計 (一般歳出)	47,547,206	48,094,637	547,431
国 債 費	16,671,212	17,290,345	619,133
地方交付税交付金等 ^(注)	17,011,575	18,623,868	1,612,293
合 計	81,229,993	84,008,850	2,778,857
平成13年度決算不足補てん繰戻	—	560	560
総 合 計	81,229,993	84,009,410	2,779,417

(注) 地方交付税交付金等の概算要求額は、収支等について機械的試算を行い仮置きしたものである。

公共投資重点化措置要望額調

(単位 百万円)

所 管	要 望 額
国 会	11,174
裁 判 所	14,188
会計検査院	116
内 閣	438
内 閣 府	382,700
内閣本府等	346,226
警 察 庁	36,474
総 務 省	18,101
法 務 省	21,901
外 務 省	11,488
財 務 省	26,590
文部科学省	362,264
厚生労働省	341,575
農林水産省	1,485,270
経済産業省	29,024
国土交通省	7,860,518
環 境 省	205,050
合 計	10,770,397

裁量的経費重点化措置要望額調

(単位 百万円)

所 管	要 望 額
皇 室 費	7,498
国 会	25,123
裁 判 所	14,291
会計検査院	3,686
内 閣	83,765
内 閣 府	809,139
内閣本府等	87,846
警 察 庁	102,185
防 衛 庁	619,108
総 務 省	146,432
法 務 省	76,660
外 務 省	597,173
財 務 省	602,478
文部科学省	1,815,103
厚生労働省	719,389
農林水産省	843,499
経済産業省	384,633
国土交通省	211,575
環 境 省	70,534
合 計	6,410,978

(参考 1)

平成 15 年度一般会計概算要求・要望額調

(単位 百万円)

所 管	前年度予算額	平成15年度 概算要求・要望額	比較増△減額
皇 室 費	7,013	8,135	1,122
国 会	138,187	144,007	5,820
裁 判 所	317,104	328,729	11,625
会計検査院	17,206	20,518	3,312
内 閣	95,062	100,883	5,821
内 閣 府	5,658,435	5,819,456	161,021
内閣本府等	439,034	517,458	78,424
警 察 庁	263,708	281,547	17,839
防 衛 庁	4,955,693	5,020,451	64,758
総 務 省	1,538,723	1,531,912	△ 6,811
法 務 省	609,988	635,196	25,208
外 務 省	746,589	842,585	95,996
財 務 省	1,824,863	1,955,182	130,319
文部科学省	6,579,815	7,014,986	435,171
厚生労働省	18,668,363	19,523,746	855,383
農林水産省	2,822,809	3,172,327	349,518
経済産業省	909,170	969,261	60,091
国土交通省	7,349,523	8,494,198	1,144,675
環 境 省	264,356	304,542	40,186
計 (一般歳出)	47,547,206	50,865,663	3,318,457
国 債 費	16,671,212	17,290,345	619,133
地方交付税交付金等 ^(注)	17,011,575	18,623,868	1,612,293
合 計	81,229,993	86,779,876	5,549,883
平成13年度決算不足補てん繰戻	—	560	560
総 合 計	81,229,993	86,780,436	5,550,443

(注) 地方交付税交付金等の概算要求額は、税収等について機械的試算を行い仮置きしたものである。

(参考2)

1. 定員の増加要求

一般会計	5,567人
特別会計	△ 3,337人
計	2,230人

(注) 上記のほか、郵政公社及び独立行政法人への移行に伴う減として、△294,860人の要求がある。

2. 機構の要求（主なもの）

(1) 外局

総務省	郵政事業庁（廃止）
法務省	人権委員会
	司法試験管理委員会（廃止）
農林水産省	食糧庁（廃止）

(2) 局

総務省	郵政行政局（仮称）（郵政企画管理局の再編）
法務省	人権委員会事務局
	人権擁護局（廃止）
農林水産省	消費・安全局（仮称）

(3) 施設等機関

総務省	情報通信政策研究所（仮称）（情報通信研修所の改組）
	統計研修・研究所（仮称）
厚生労働省	国立長寿医療センター（仮称）
環境省	環境調査研修所（仮称）

(4) 特別の機関

外務省	（在外公館）
	在東チモール大使館
	在チェンマイ総領事館
	在リベリア大使館（廃止）
	在ラス・パルマス総領事館（廃止）

3. 財政投融資計画要求額調

(14年度計画額)	(15年度要求額)	(増△減額)
267,920億円	265,584億円	△ 2,336億円

4. 地方公共団体向け補助金等の概算要求・要望額調

(14年度予算額)	(15年度概算要求・要望額)	(増△減額)
173,478億円	185,144億円	11,666億円

5. 特殊法人等向け財政支出の概算要求・要望額調

(14年度予算額)	(15年度概算要求・要望額)	(増△減額)
41,565億円	36,439億円	△ 5,126億円

(注) 上記のほか、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月19日閣議決定）に基づく組織形態の見直しにより、平成15年度に設立を予定している独立行政法人等に対する財政支出として、8,790億円の要求・要望がある。

平成15年度財政投融資計画要求の概要

平成14年9月10日
財務省
(単位: 億円)

区分	平成14年度計画	平成15年度要求	伸率(%)
1. 住宅関連機関	58,617 [6,500]	53,376 [9,200]	△ 8.9 (△ 3.9)
住宅金融公庫	49,669 [6,000]	43,842 [8,500]	△ 11.7 (△ 6.0)
都市基盤整備公団	8,948 [500]	9,534 [700]	6.5 (8.3)
2. 中小企業関連機関	49,112 [6,832]	44,410 [7,285]	△ 9.6 (△ 7.6)
うち国民生活金融公庫	35,300 [2,000]	30,500 [2,000]	△ 13.6 (△ 12.9)
中小企業金融公庫	13,712 [2,000]	13,710 [2,000]	△ 0.0 (△ 0.0)
3. その他の公庫・銀行	25,922 [4,320]	25,693 [4,420]	△ 0.9 (△ 0.4)
うち国際協力銀行	12,872 [2,000]	12,814 [2,000]	△ 0.5 (△ 0.4)
日本政策投資銀行	9,100 [2,000]	9,100 [2,000]	— (—)
農林漁業金融公庫	2,080 [220]	2,080 [220]	— (—)
4. その他の公団・事業団等	42,949 [7,220]	45,885 [8,519]	6.8 (8.4)
うち日本道路公団	21,180 [4,000]	22,130 [5,100]	4.5 (8.1)
首都高速道路公団	4,621 [300]	4,736 [400]	2.5 (4.4)
社会福祉・医療事業団	3,590 [200]	4,258 [200]	18.6 (17.6)
阪神高速道路公団	3,578 [200]	3,739 [250]	4.5 (5.6)
日本育英会	2,219 [560]	2,276 [560]	2.6 (2.1)
小計	176,600 [24,872]	169,364 [29,424]	△ 4.1 (△ 1.3)
5. 地方	91,320 [2,200]	96,220 [3,000]	5.4 (6.1)
地方公共団体	76,000 [—]	79,000 [—]	3.9 (3.9)
公営企業金融公庫	15,320 [2,200]	17,220 [3,000]	12.4 (15.4)
合計	267,920 [27,072]	265,584 [32,424]	△ 0.9 (1.0)

(参考) 1. [] 書は、財投機関債（特殊法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいう。）の発行により調達する金額を外書したものであり、平成14年度24機関、平成15年度要求24機関が発行を予定している。

2. 「伸率」欄は、対前年度伸率である。ただし、() 書は、財政投融資計画に財投機関債を加えたものに対する伸率である。

◆日本銀行、「本日の金融政策決定会合における決定について」を公表

日本銀行は、9月18日、政策委員会・金融政策決定会合において、以下のとおり決定し、同日対外公表を行った。また同会合において、金融政策判断の基礎となる経済及び金融の情勢に関する基本的見解を決定し、これを「金融経済月報」に掲載、9月19日に公表したほか、8月8、9日に開かれた金融政策決定会合の議事要旨を承認し、これを9月24日に公表した。

平成14年9月18日
日本銀行

本日の金融政策決定会合における決定について

1. 日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、これまでの金融市場調節方針を継続することを決定した（別添）。
2. わが国の経済情勢をみると、輸出や生産は増加を続けており、景気は、全体として、ほぼ下げ止まっている。また、日本銀行の潤沢な資金供給のもとで、金融市場は、全般的に極めて落ち着いた動きとなっている。
3. ただ、株価は、世界経済を巡る不確実性の増加等を背景に、海外主要市場の株価と同様、不安定な地合いを続けている。株価の下落は、様々なルートを通じて企業や家計の支出行動に影響を及ぼし得るだけでなく、現在の金融経済情勢の下では、金融市場や金融システムを不安定化させる可能性があるため注意が必要である。

4. 現在、金融機関の流動性需要は落ち着いているが、日本銀行としては、金融市場が不安定な動きとなる惧れがある場合には、これまでと同様、金融政策決定会合で決定した当座預金残高目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う方針である。取引先金融機関は日本銀行に対し、既に十分な量の担保を差し入れている。

5. 日本銀行は、今後とも、物価の継続的下落を防止し、日本経済の安定的かつ持続的な成長の基盤を整備するため、金融システムの安定に向けた取り組みを含め、中央銀行として最大限の努力を続けていく方針である。

（別添）

平成14年9月18日
日本銀行

当面の金融政策運営について

日本銀行は、本日、政策委員会・金融政策決定会合において、次回金融政策決定会合までの金融市場調節方針を、以下のとおりとすることを決定した（全員一致）。

日本銀行当座預金残高が10～15兆円程度となるよう金融市場調節を行う。

なお、資金需要が急激に増大するなど金融市場が不安定化するおそれがある場合には、上記目標にかかわらず、一層潤沢な資金供給を行う。

◆日本銀行、「決済の分野における日本銀行の役割——決済手段・決済システムの提供とオーバーサイト——」を公表

日本銀行は、9月24日、「決済の分野における日本銀行の役割——決済手段・決済システムの提供とオーバーサイト——」を公表した（その内容については、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）および『日本銀行調査月報』2002年10月号参照）。

◆現行金利一覧

(14年10月15日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期 () 内 前回水準
公定歩合（基準割引率および基準貸付 利率）	0.10	13. 9.19 (0.25)
短期プライムレート	1.375	13. 3.28 (1.500)
長期プライムレート	1.60	14. 10.10 (1.70)

(注) 市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行
のもの。ただし、短期プライムレートについては、都
銀の中で最も多くの銀行が採用したレート（実施時期
は同採用レートが最多となった時点）。

◆公社債発行条件

(14年10月15日現在)

		発行条件	改定前発行条件
国債（10年）	応募者利回り(%)	〈10月債〉	〈9月債〉
	表面利率(%)	1.202	1.241
	発行価格(円)	1.2	1.3
政府短期証券	応募者利回り(%)	99.98	100.52
	発行価格(円)	〈14年10月15日発行分～〉	〈14年10月7日発行分～〉
政府保証債 (10年)	応募者利回り(%)	0.0019	0.0021
	表面利率(%)	99.9995	99.9995
	発行価格(円)	1.300	1.305
公募地方債 (10年)	応募者利回り(%)	1.3	1.3
	表面利率(%)	100.00	99.95
	発行価格(円)	1.303	1.309
利付金融債 (5年物)	応募者利回り(%)	1.3	1.3
	表面利率(%)	99.97	99.92
	発行価格(円)	0.700	0.800
割引金融債	応募者利回り(%)	0.70	0.80
	同税引後(%)	100.00	100.00
	割引率(%)	0.060	0.060
	発行価格(円)	0.050	0.050
割引金融債	応募者利回り(%)	0.05	0.05
	同税引後(%)	99.94	99.95
	割引率(%)	〈10月後半債〉	〈10月前半債〉
	発行価格(円)	0.060	0.060

(注) 1. 公募地方債は最低レート。

2. 利付金融債については募集債の計数。

海外

◆BIS支払・決済システム委員会、「小口決済の分野における中央銀行にとっての政策課題」（市中協議用）を公表

BIS支払・決済システム委員会は、9月18日、「小口決済の分野における中央銀行にとっての政策課題」（市中協議用）を公表した（本仮訳は、日本銀行ホームページ（<http://www.boj.or.jp/>）および『日本銀行調査月報』2002年10月号参照）。

◆世界銀行監督者会議、「銀行の顧客確認に関するガイダンス」を支持するとともに、テロ資金遮断のための国際的な対応に関する声明を公表

南アフリカ共和国のケープタウンで開催された世界銀行監督者会議は、9月19日、バーゼル銀行監督委員会が作成した「銀行の顧客確認に関するガイダンス」を支持するとともに、テロ資金遮断のための国際的な対応に関する声明を公表した。